

## 応急手当講習普及啓発用資器材借用フロー

応急手当講習の開催予定を計画する。

講習開催場所を管轄する消防署へ連絡し、資器材の借用依頼行う。  
※消防署には、成人・小児・乳児の訓練人形 各8体、訓練用AED16台を配備。  
※原則、応急手当指導員等1名に対して、4セットを1週間まで貸出可能。  
※借用したい数・期間が上記を超える場合又は管轄消防署に貸出せる資器材が無い場合は救急課へご相談ください。

応急手当講習開催申請書（フリープラン講習以外はレスンプランも）を作成し、資器材を借用する消防署又は救急課へ提出する。  
※書類の提出はメール又はFAXでも可能。

資器材借用

講習開催

資器材返却

※借用した資器材は適正に管理してください。紛失・破損等があった場合は現品又は修繕費用の全額をもって賠償していただく場合があります。

応急手当講習結果報告書（フリープラン講習以外は受講者名簿も）を作成し、資器材を借用した消防署又は救急課へ提出する。  
※受講者名簿と照らし合わせて修了証等の発行を行います。